

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第269号)

平成15年9月25日

横 情 審 答 申 第 269 号

平 成 15 年 9 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年3月8日建北指第1720号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「H12.8.11付株式会社 一級建築士事務所代表取締役
氏が建設省あてに送付した手紙の写し（北部建築事務所がFAXで受理し保管し
ているもの）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「H12.8.11付株式会社

一級建築士事務所代表取締役

氏が建設省あてに送付した手紙の写し（北部建築事務所がFAXで受理し保管しているもの）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「H12.8.11 付株式会社 一級建築士事務所代表取締役 氏が建設省あてに送付した手紙の写し（北部建築事務所が FAX で受理し保管しているもの）」（以下「本件申立文書」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成 14 年 1 月 7 日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「条例」という。）第17条第 4 号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書のうち、非開示の部分については、異議申立人個人に関する情報に該当するものであるが、内容については、発信者が第三者機関に発信した手紙文であるので、異議申立人との状況を主観的な表現で行っていることや、第三者が特定される個人情報があることから、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 平成 13 年 11 月 27 日北部建築事務所で見たと建築確認ファイルの最後に綴じてあった株式会社 からの FAX 便が全部開示されていない。
- (2) 平成 13 年 12 月 12 日に北部建築事務所から電話があった時に、私は「ファイル以外にある私に関する書類も開示してください。」と伝えているし、北部建築事務所は「はい」と返事をした。
- (3) 平成 13 年 12 月 14 日の開示の時は、北部建築事務所が横浜市役所市民情報セン

ターで「メモ書きもそのまま出しています」と説明したのだから、その他の書類もすべてそのまま開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、異議申立人の建築確認申請の代理者であり、異議申立人の建築物の設計者、工事監理者でもある一級建築士事務所の代表取締役が、当該建築物の工事に関連して、当時の建設省に宛てた手紙で、建設省から横浜市建築局担当課へ送付されたものを、横浜市建築局担当課が当該建築確認申請を所管している北部建築事務所にファックスで送付したものである。

(2) 条例第17条第4号の該当性について

ア 条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。」は当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

「正当な権利利益を侵害する」とは、個人のプライバシーや社会生活上の利益を侵害するおそれがあること、また、法人その他の団体の事業活動上の権利利益を侵害するおそれがあることをいうものである。

イ 実施機関は、本件非開示部分に記録されている情報を開示すると、発信者や記録されている第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると主張している。

本件申立文書は、前記(1)で述べたように、一級建築士事務所の代表取締役が、設計業務の委託を受けた物件の工事に関する事柄について、確認するために建設省に送付した信書である。

発信者は、一級建築士事務所の代表取締役として、他の法人、他の事業を営む個人、設計業務の委託者とのやりとり等発信者の法人業務遂行上の事柄について、主観に基づいて述べており、本件申立文書には、本件建築物の関係者の情報と当該法人の事業に関する情報が混在して記録されており、本件申立文書に記録された情報は、本件申立人の個人情報も含めて、発信者である当該法人の情報であるから、これらの情報を開示すると、当該法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるなど、当該法人等の事業活動上の権利利益を侵害するおそれがあり、本件申立文書全体が本号に該当する情報である。

しかし、実施機関は、本件申立文書のうち、申立人が識別される部分を申立人の個人情報として対象とした上で、第三者が特定される情報及び発信者の主観的

な表現部分を除いて開示しており、本件処分の妥当性については、認めがたいところであるが、当該処分を異議申立人の不利益に変更することは許されないと解すべきである（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第5項参照）ことから、当審査会としては、本件非開示部分についてのみ本号の該当性について検討することとする。

ウ 実施機関は、本件非開示部分に記録されている情報を開示すると、発信者及び記録されている第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると主張している。

本件申立文書は、一級建築士事務所の代表取締役が、設計業務の委託を受けた物件の工事に関する事柄について、確認するために建設省に送付した信書である。

当審査会が見分したところ、本件申立文書には、発信者である一級建築士事務所の代表取締役が、他の法人、他の事業を営む個人、設計業務の委託者とのやりとり等発信者の法人業務遂行上の事柄について、主観に基づいて述べており、本件非開示部分には、本件建築物の関係者の情報と当該法人の事業に関する情報が混在して記録されており、これらの情報を開示すると発信者及び第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第17条第4号に該当するとして一部開示とした決定には疑問があるが、既述のように当該処分を異議申立人の不利益に変更することは許されないと解すべきであることから、妥当といわざるを得ない。

なお、本件申立文書は、前記(2)イで述べたとおり法人代表者が建設省に宛てた信書であり、発信者の正当な権利保護の観点から、その存在自体知らしめるべきではなく、条例第19条に規定する存否応答拒否をすべきものであり、当審査会としては、横浜市において、本件一部開示決定がなされたことは、甚だ遺憾である。

実施機関においては、二度とこのようなことがないよう、個人情報の開示決定にあたっては細心の注意を払うべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月8日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・諮問の報告
平成14年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年7月4日 (第15回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月18日 (第16回第一部会)	・審議
平成15年8月8日 (第17回第一部会)	・審議
平成15年8月20日 (第18回第一部会)	・審議
平成15年9月5日 (第19回第一部会)	・審議